

くろたき

ふるさと応援基金 … 10

- 議会だより … 2
- 平成19年度決算報告 … 6
- 財政健全化判断比率 … 9



幼・小合同運動会
【関連記事 p 15】

村の施設の電話番号

市外局番 (0747)

- 役 場 62-2031
IP電話【050-5000-6200
~6203】
- 教育委員会 62-2314
IP電話【050-5000-6128】
- 診 療 所 62-2747
IP電話【050-5000-6129】
- 歯 科 診 療 所 62-2621
- デイサービスセンター 62-2850
- こもれびホール 62-2280
- (財)黒滝森物語村 62-2770
- 案内センター 62-2456
- きららの森・赤岩 62-2577
- 黒滝駐在所 62-2034

人口・世帯数

(9月1日現在)

男	465	人	(-3)
女	532	人	(-1)
計	997	人	(-4)
世帯	411	世帯	(-1)

税務署からのお知らせ

平成20年11月4日から
税務署の電話は、自動音声案内に変わります

税金に関する一般的なご相談を希望される方は、音声案内に従い「1」番を選択してください。国税局の「電話相談センター」の専門スタッフがご相談をお受けします。

また、税金の納付相談や税務署へのお問い合わせなどで税務署にご用の方は、「2」番を選択していただきますと、税務署につながります。

なお、来署によるご相談を希望される方は、事前のご予約をお願いします。

(注)「番号が認識できません」という案内があった場合は、電話機の「*」を押してから番号を選択してください。

吉野税務署
@0746 32 3385

『法の日』週間行事

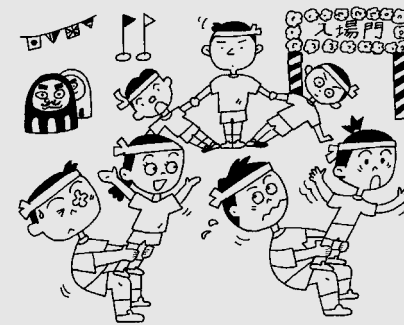
次の日程で各相談所が設けられます。詳しくは、住民課までお問合せ下さい。

- 法務行政相談及び人権相談
10月1日(水)～7日(火)
8時30分～17時15分
(土、日曜日は除く)
奈良地方方法務局各支局
- 特設人権相談所
10月7日(火)
13時～16時
吉野町社会福祉協議会
- 無料調停相談
10月7日(火)
10時～15時
吉野町中央公民館
奈良県南和労働会館

黒滝村民憲章

わたしたちは、黒滝村のよさを活かし、先人の努力に学び、知恵と心を結集し、明るく豊かで活力ある村づくりをめざしてこの憲章を制定します。

- ・豊かな自然をまもり、より住み良い生活環境づくりに努めよう。
- ・互いの人権を尊重しあい、やさしさとあたたかさのみちた村をつくりましょう。
- ・郷土の文化遺産を大切に、若い力をはぐくみ、生涯学習のふくらむ村をつくりましょう。
- ・勤労を尊び、産業の振興に努め、未来を拓く活力ある村をつくりましょう。
- ・長寿のよろこびをみんなでもって支え、健康で生きがいのもてる福祉の村をつくりましょう。



議会

黒滝村議会 活動状況

9月

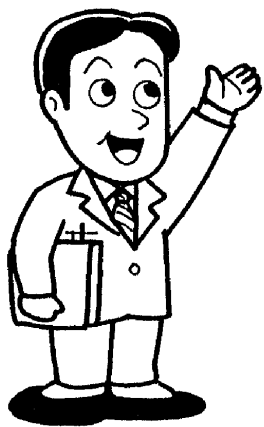
- 1日 議会全員協議会
- 総務厚生常任委員会
- 正副議長打合せ
- 総務厚生委員長打合せ
- 3日 解放令から五万日
記念レセプション
- 奈良県消防操法大会
- 4日 第7回議会定例会
- 決算審査特別委員会
- 5日 吉野郡町村議会議長会三役会
- 総務厚生常任委員会
- 8日 経済建設常任委員会
- 10日 黒滝村交通対策協議会
- 12日 第7回議会定例会（再開）
- 16日 山林委員会
- 18日 区長会
- 21日 幼・小合同運動会
- 24日 山林委員会
- 地域活性化委員会
- 例月出納監査
- 25日 吉野郡人同推協現地研修
- 26日

- 黒滝村老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 黒滝村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 黒滝村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 黒滝村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第7回議会定例会

9月4日から12日まで議会定例会が開かれ、20の議案が審議され、可決・承認・認定されました。審議された内容は次のとおりです。

- 専決処分の承認について
黒滝村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 平成20年度補正予算について
黒滝村一般会計補正予算（第3号）
- 黒滝村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 黒滝村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 黒滝村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 黒滝村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 黒滝村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 黒滝村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 条例について
黒滝村あふれる緑のふるさと寄付条例
- 黒滝村教育委員会委員定数条例
- 黒滝村税条例の一部を改正する条例



黒滝村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
黒滝村消防団員の定員、任免給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
黒滝村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

その他
黒滝村選挙管理委員会の委員補充員の推薦
楨尾 安谷 亨 氏
堂原 喜田 あきら氏
寺戸 橋本 勤 氏
長瀬 阪田 綱代 氏

平成19年度財政健全化判断比率の報告

一般質問



堀口議員質問

小径木対策助成金（木炭生産組合）の件であります。過日、木炭生産組合が解散されたということでした。そこで、会議の中で倉庫が不要になったので、組合が解体をするとの説明がありました。長年業務に携わっていたいただいた各位に深く敬意を表する一人であります。又、当組合設立については、半強制的に応援を願い出資していただいた所であったと思う時、倉庫解体は村がして、費用は出資者に返すべき指導が何故、出来なかったのか。そして、村の指導で信楽焼き炭コンロを数年に亘り購入してまいりましたが、現状はどうなつて

いるのか。この点についても村が相当な金額を出資して購入した点から、村としての指導について、お聞かせ頂きたい。

次に不動産売払（県道洞川下市線改修）について、商工会館跡地の代金はどうなっているのか、現時点でかなり道路も変わつてるように思う。又、残地についても併せて説明を願いたい。

最後に、甲慰金については、長年、質問してきましたが、誰もこういう事は、口にしたくないことだと思えます。私は、村民の代表として、この件については、今回が最後の質問にしたいと思えます。

振り返りますと、村長をはじめ、会議に出席している皆さんからは「そのくらい堀口は、甲慰金が欲しいのか」と思われても良いと、言い続けてお願いしてまいりました。しかし、当時の村の答弁は、長年の議会活動の中で、今でも残念でなりません。

本村には、斎場施設が無いという事を村も知っているのか。私は、昭和62年当時に墓

地公園建設特別委員長として、この件について協議した一人であります。結論としては、長年、黒滝を愛し、黒滝を好きやねんと言つて、日々を送っていた方に対して、せめてもの贈り物として、村から甲慰金を支給し、斎場費用の負担の軽減を図り、斎場までの送迎に村のバスをご利用頂くこととしました。

しかし、村長は、行財政改革に名打つて、現在のような額の甲慰金をどう思っているのか。また、村長の月給、議員の報酬は、きちんと戴いていることから考えを村民の皆さんに述べられたい。又、施設を作るとして、建設費はいくら掛かるのか、維持費は年間いくらくらい掛かるのか。もし調べてあるようであれば、お聞かせ頂きたい。

そこで、是非、平成21年度予算は、申し上げた点に最重要視して頂くことを願つてこ

ろである。



辻村村長答弁

まず、1点目小径木対策助成金についてでございます。

木炭組合設立の当初は、本村の木炭振興による小径木の有効活用という観点から商工会におきまして組合を設立し、今日まで運営して頂いておりました。しかし、今回の組合解散の背景には、設立当初から組合員の方々の鋭意努力を重ねて頂きましたが、

年々売上げの減少に伴い経営が悪化し、数年に亘り年度で利益が上がらなかつた経緯があり、解散時には当初の出資金のみの返還になったと伺っています。本村におきまして

も、当組合の解散に伴う諸経費として、借地使用料と組合解散経費を20万円計上し残務

経費に充てていただきました。また、炭コンロは需要があることから、炭コンロの解散時の在庫大・小合わせて150個及び40箱程度の炭の

販売促進のため、商工会内に炭部門を設け販売を継続していくことも伺っており、このことは、組合解散時に、木炭組合と商工会の役員で十分協議を重ね引き継がれたと聞き及んでおります。次に2点目不動産売払についてでございます。

小学校前の洞川下市線道路改修に伴い、スクールバス車庫前の村有地の一部（155・41m²）につきましては、平成20年3月に県と売買契約を結び売却させて頂きました。

また、堀口議員ご質問の商工会館跡地につきましても、周辺の村有地と一括して平成20年7月から県（吉野土木事務所）と賃貸借契約を結び、当面は平成21年3月までの間、県に賃貸している状況でございます。

最後に3点目甲慰金についてでございます。村民の方が亡くなられたときに村からご遺族の方へお渡ししています甲慰金につきましては、当初は斎場

使用料に見合う額として5

万円を支給しておりました。しかし、平成13年度以降、村の収入の約60%を占める国からの地方交付税収入が年を追って少なくなり、それまで村がやってきた事業をそのまま進めていくことに支障がでてくることとなりました。

そこで、この村に住んでいる村民の皆様が生活していくうえで、特に必要なお金をなんとか確保していくために、やむなく、いろいろな経費を縮小させていただくとともに、この甲斐金も平成16年度に3万円に、平成17年度に2万円に、そして、平成18年度からは、1万円とさせて頂いております。

現状では本村を除いた吉野郡10町村のうち、甲斐金をお渡ししている町村は2村のみである事、黒滝村善意銀行よりご寄贈いただいた霊柩車の使用料も、今年度より無料化させていただいている事、また、今後において、村の収入が大きくなる事は期待できない



中森議員質問

日本は、先人の血と涙の努力により戦後、激しい社会経済の発展を遂げ、全世界でも有数の経済力を持つ国となりました。また、その日本に「追いつけ追い越せ」と社会経済を進展させている国々もたくさん出てまいっております。しかし、その見返りとして、山林の伐採・開拓、大気汚染等、自然破壊が進み地球温暖化等による異常気象は地球規模での問題となっており、最近では、集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨により尊い命が絶たれるというようになっています。新しいニュースが新聞、テレビで毎日のように報道されております。

そこで、村長に2点ばかりお尋ねしたいと思っております。1点目、少子高齢化が進む

阪中議員質問

事等から、現時点では甲斐金の増額については難しいのではないかと考えており、是非ご理解を頂きたく存じます。ただし、次年度中に於いては平成22年度以降の不行財政改革大綱の策定に向けての検討を行うこととなります。総合的に事業費・補助金等の再構築を行う中で、この件につきましても見直しにつき再検討を加えていきたいと考えております。

なお、質問の中にありました火葬場の施設を建設するための費用については、近隣村の施設建設費を調べさせて頂いたところ、1施設の建物建設で約75,000千円、また、葬儀場を毎年維持していくための経費は、約1,100千円、そして10年に一度は火葬炉の修繕工事に多額の費用が必要となると聞き及んでいます。



本村は、高齢化率は40%強と村民の約半数が高齢者の村でございます。いざ、警報が出れば、地域住民の安全のため消防団員が一生懸命に頑張っておられますが、その時点での村としての対応について、地域、消防、警察、役場内部、また、学校関係との連携について、どのように考えておられるのかお聞かせ願いたい。

2点目は、県道が通行不能となった場合、その復旧に県指定の業者が決まっていると聞いております。その業者については、村内業者でなく村外業者であることも聞いております。緊急の場合、村外の業者でも間に合うのかどうか、その辺もお聞かせ願いたいと思っております。



辻村村長答弁

災害等発生時における対応等の体制について1点目の質問にお答えいたします。まず、本村の危機管理体制

について説明いたします。災

辻村村長答弁

り、家族揃っての都市部への転出も少なくありません。将来的に、若者が少しでも長く住める村づくりをしなくては、ある時期から村を離れる住民が増えると思われるます。

また、交付税を考えると、村民一人に対し、およそ60万円という金額は、黒滝村にとって大きな収入でもありません。将来を考えますと、「こども」を対象とした補助制度はもとより、保護者に対する何らかの補助制度も今後は必要であると私は考えます。

そこで、村長にお尋ねしたいと思っております。21年度予算において、村民の負担を少しでも軽減するために、どのような予算組みをしていくのか、具体的な施策をお聞かせ願いたい。また、住民が将来に向けて夢や希望を持って、安心して暮らせる村づくりについての、今後の取り組みもお聞かせ願いたいと思っております。



ており、非常時に頼りになるのは地域に住み日頃から訓練を重ねる消防団員であることから消防団の拡充・環境整備にはできる限り配慮を重ねていくと伺います。また、奈良県下では自助・共助・公助の観点から自主防災組織の結成及び育成を進めています。本村においても平成19年には全区より自主防災組織の承諾を頂いており、消防団員又はOBが各区分であることから防災意識の向上啓発及び災害時の各区分状況の把握等の役割をお願ひし、今後は区とも自主防災の環境整備を進める予定でございます。

次に、2点目の質問についてお答えいたします。村内には国道・県道及び村道が通じており、このうち国道・県道につきましては、県（吉野土木事務所）が、村道におきましては、村が、それぞれの道路の維持・管理を行っております。

このため、県道に土砂崩れなどの事故があった場合には、県の管理責任において復旧を行うこととなっており、その対応業者の指定も当然な

辻村村長答弁 先ほどの堀口議員の質問時にも答えさせて頂いたとおり、平成13年以降の地方交付税収入の減少に伴い、さまざまな経費を縮小させて頂きました。

阪中議員の質問の中の「通学費補助制度」等についても平成16年に廃止対象となったものであります。村の財政状況を考えた場合、今の時点ではすぐこれをやりますとは申せませんが、現状を把握しつつ実現可能な補助等を21年度の予算編成に向けて今後も検討していきたいと考えています。

また、これも先ほどの堀口議員の答弁でお話しさせて頂きました。次年度からの平成22年度以降の不行財政改革大綱の策定に際し、総合的な事業費・補助金の再構築を行う中で、見直し再検討を行っていきたく考えておりますので議員各位のご協力もよろしくお願ひいたします。

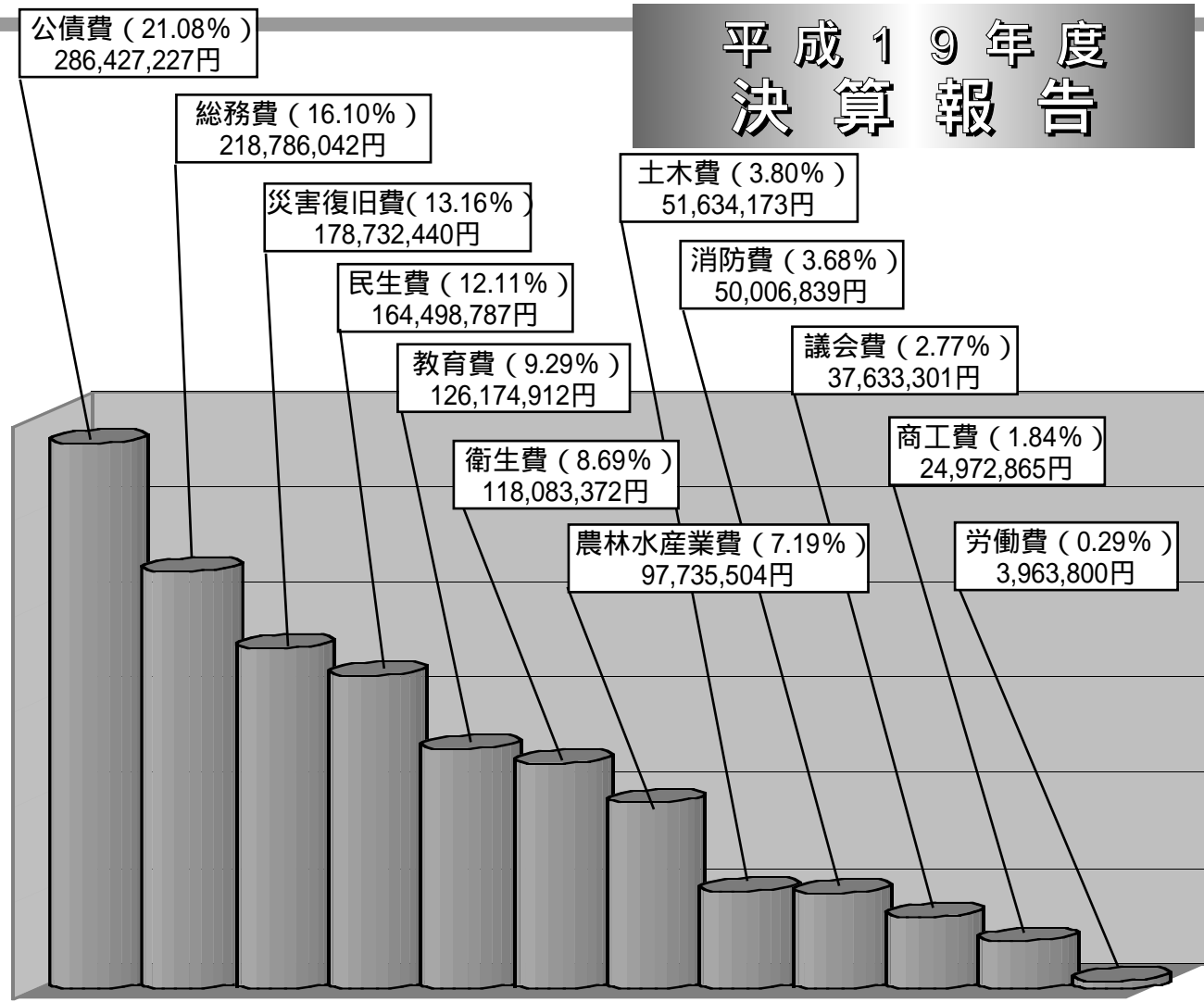
から県が行っております。

昨年は、御吉野地区での土砂崩れによる1日間の通行止めや学校の休校等、住民の皆さまにはご迷惑をおかけした事例もあり、私としても、道路の土砂崩れや日頃の維持管理に関しては、住民生活に支障をきたすことのないよう、また、本日、傍聴に来ておられる児童の皆さん方の通学などに影響が出ないよう、素早い対応ができるような業者を選定（指定）してもらいたいと思っております。

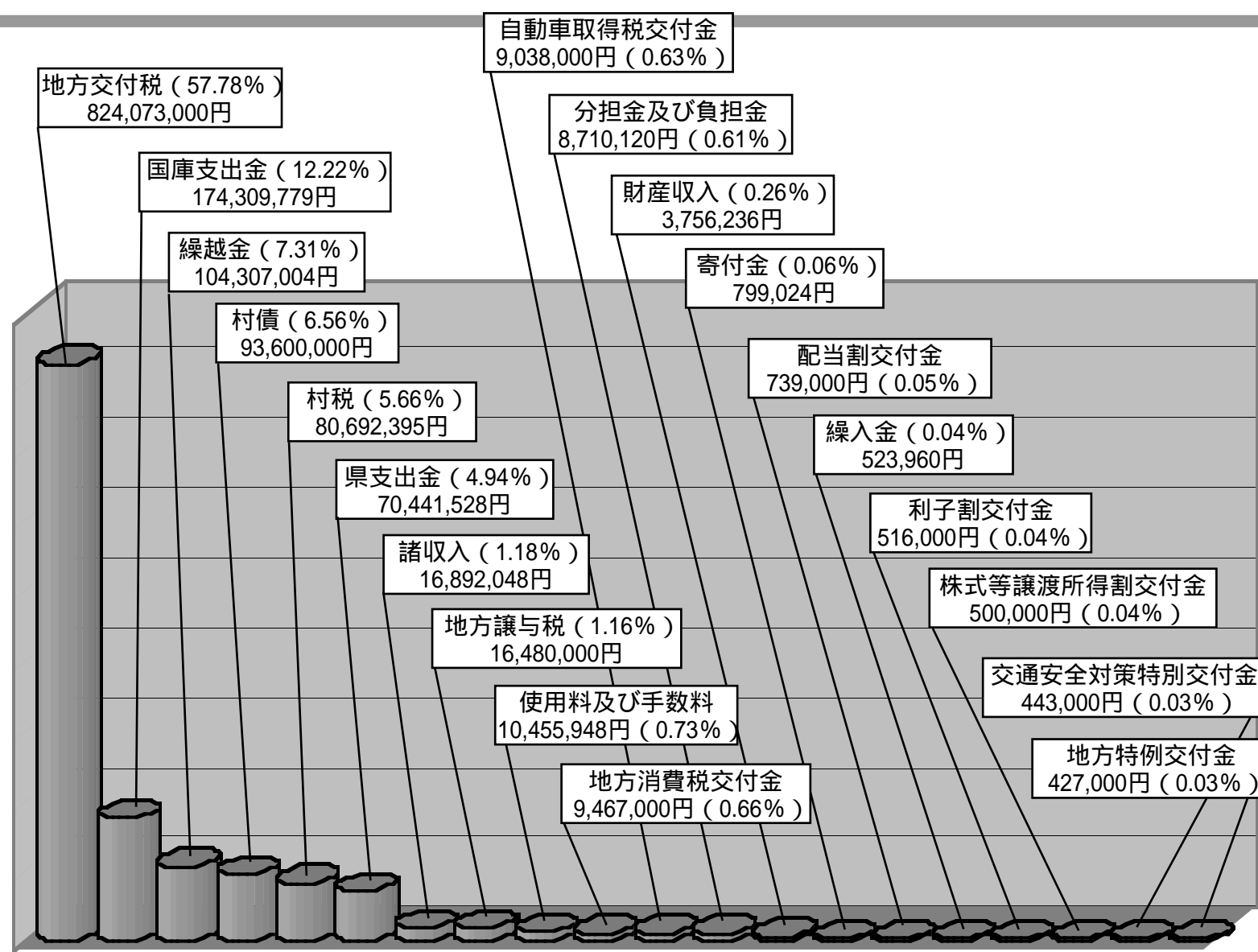
これまでも県に対し、業者選定に際しては、住民生活に支障をきたさないような対応ができる業者の選定をお願いしており、今後も続けて働き掛けを行ってまいります。

現状においては、中森議員がおっしゃるとおり村外業者が指定されておりますが、万一の際の出動体制について、県に業者指導を徹底していただくよう折にふれて要望しているところでございます。

平成19年度 決算報告



一般会計・歳出 1,358,649,262円



一般会計・歳入 1,426,171,042円

基金・村債の状況

基金(貯金)

山林造成基金	23,470千円
修学修業基金	7,990千円
農業災害補償基金	1,342千円
財政調整基金	272,968千円
中央公民館基金	2,520千円
智光基金	5,000千円
国民健康保険 高額療養費付基金	1,000千円
ふるさと創生基金	107,520千円
林業後継者育成基金	16,810千円

村営住宅基金	89,396千円
減債基金	1,140千円
地域振興基金	73,372千円
土地開発基金	11,973千円
中山間ふるさと水と土 保全基金	6,030千円
国民健康保険財政調整基金	20,757千円
介護保険財政調整基金	20,654千円
林業振興基金	2,158千円
診療所施設減損積立金	840千円
合計	664,940千円

村債(借入金)

前年度末未償還元金	平成19年度借入額	平成19年度償還元金	平成19年度末未償還元金
2,304,418千円	139,100千円	322,206千円	2,121,312千円

単位：円

会計名	歳入	歳出	差引 (次年度に繰越)
一般会計	1,426,171,042	1,358,649,262	67,521,780
特別会計	歳入 (一般会計からの繰入金)	歳出	差引 (次年度に繰越)
老人保健	199,752,456 (7,957,594)	194,737,295	5,015,161
国民健康保険 事業勘定	158,058,748 (21,284,234)	142,604,317	15,454,431
国民健康保険 診療施設勘定	104,850,852 (0)	83,930,024	20,920,828
介護保険	172,174,728 (29,120,800)	166,460,480	5,714,248
簡易水道事業	72,712,216 (18,380,000)	72,601,478	110,738
下水道事業	54,381,757 (33,575,000)	54,292,722	89,035

平成19年度 決算報告

平成19年度の黒滝村の決算がまとまり、9月4日から開かれた平成20年第7回黒滝村議会定例会で認定されました。

決算とは、村が1年間に使った金額と財源として入った金額をまとめたもので、みなさんの納めていただいた大切な税金を村がどのように使ったかの実績報告ともいえます。

一般会計
 村の会計はいくつかに分かれています。そのうち平成19年度の一般会計の歳入(村に入ったお金)と、昨年度よりの繰越金1億430万円余り、及び以前から積み立ててあった林業振興基金の一部を取り崩し繰り入れた歳入総額は、14億2617万1042円、歳出(村が使ったお金)の総額は、13億5864万9262円で、歳入から歳出を差し引くと6752万1780円で翌年度へ繰り越すことが出来ました。

村民1人当たりが納めた村税は...

1人当たり 79,656円、1世帯当り 196,810円
 《平成20年3月末現在、人口1,013人・410世帯で算出》

村民1人当たりに使われたお金は...

1人当たり 1,341,213円、1世帯当り 3,313,778円
 《平成20年3月末現在、人口1,013人・410世帯で算出》

1人当たりの内訳は...

議会費	総務費	民生費	衛生費
37,150円 議会の活動・運営に使われました。	215,978円 事務・管理・企画・選挙などに使われました。	162,388円 社会福祉・児童福祉・老人福祉などに使われました。	116,568円 各保健衛生事業・ゴミ等の清掃業務などに使われました。
労働費	農林水産業費	商工費	土木費
3,913円 労働者の退職金などの補助に使われました。	96,481円 農業・林業・水産業の振興対策に使われました。	24,652円 商工業の発展と、観光振興などに使われました。	50,972円 道路・河川・住宅などの建設や管理などに使われました。
消防費	教育費	災害復旧費	公債費
49,365円 消火活動・災害・事故などの救急活動に使われました。	124,556円 学校教育・社会教育・保健体育活動などに使われました。	176,439円 災害の復旧に使われました。	282,751円 事業を行うための借入金の元金と利子の償還金です。

黒滝村 財政健全化 判断比率について

(単位：%)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めにより、健全化判断比率の公表を行います。

法律の概要

健全化判断比率の公表
 地方公共団体は、毎年度、次の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、住民に公表しなければなりません。

実質赤字比率
 連結実質赤字比率(全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率)
 実質公債費比率
 将来負担比率(公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率)

早期健全化基準
 比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定め、

議会の議決を経て、速やかに住民に公表するとともに、総務大臣・県知事へ報告する。また、毎年度、計画の実施状況を議会に報告し、住民に公表する。

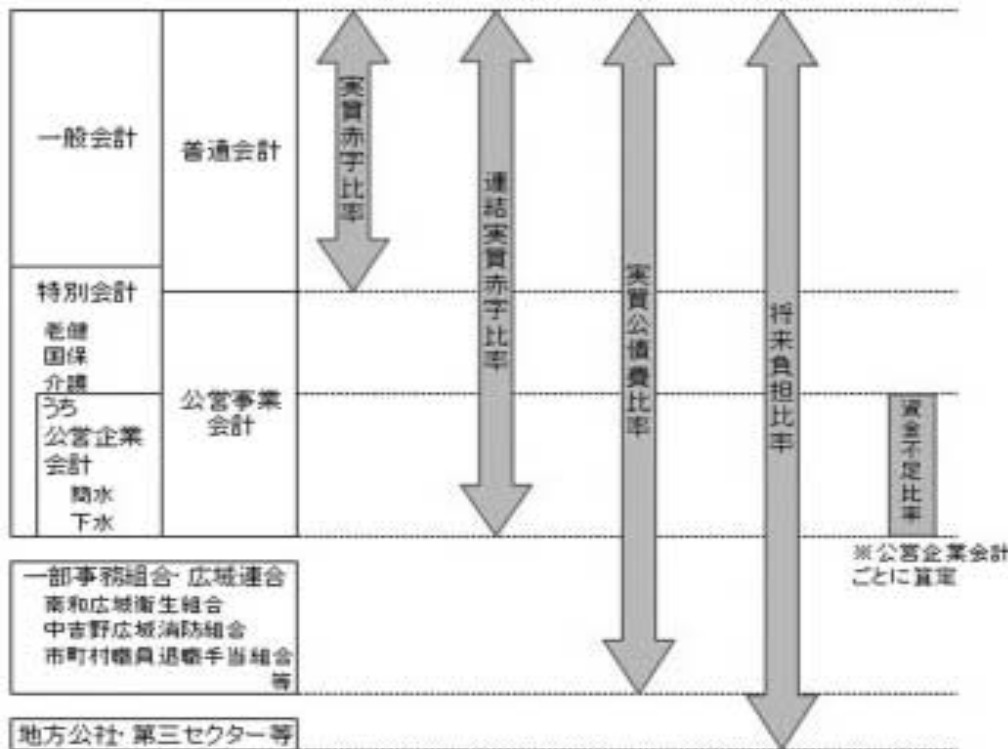
計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は県知事は必要な勧告を行う。

財政再生基準

比率のうち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定め、議会の議決を経て、速やかに住民に公表するとともに、総務大臣に協議し、同意を求めることができる。また、毎年度、計画の実施状況を議会に報告し、住民に公表する。

計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業を除き地方債の起債ができない。

標準財政規模	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債比率	将来負担比率
794,126千円	-5.01 (黒字)	-10.97 (黒字)	19.7	79.9
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	



外部監査
 財政健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。

公営企業会計の資金不足比率
 現在のところ資金不足の発生はなし。計画の策定や、外部監査については平成20年度決算から適用される。

ふるさと納税制度が盛り込まれた「地方税法等の一部改正を改正する法律」が平成20年4月30日に公布されました。

この制度は、「ふるさと」を応援したいという納税者の方々の思いを実現するため、地方公共団体に寄付した場合、住民税や所得税を一定限度まで控除する仕組みとなっています。また、ふるさと納税は、ふるさとへ贈る寄付金のことで、都道府県及び市町村の双方が対象となります。そこで、黒滝村もふるさと納税の制度を受けまして、広く全国の皆様にご協力を呼びかけて応援基金としての寄付を受けるため「黒滝村あふれる緑のふるさと寄付条例」を制定しました。



寄付金（基金）で行う事業

黒滝村では、ご寄付いただく皆さんの想いに応えるために、次の事業を設けました。
ご寄付いただくときに、想いに一番近いものを選んでいただきます。

- (1) 暮らしに関する事業
- ・地域における医療供給体制の整備充実
 - ・少子高齢化に対応した安心できる暮らしの充実
 - ・環境に配慮した持続可能な暮らしの実現
 - ・移住、定住の促進
 - ・地域の公共交通の活性化
 - ・情報通信基盤の整備充実

- (4) その他目的達成のために村長が必要と認める事業
- ・指定がなかった場合に、村長の判断で活用する。

- (3) 教育文化に関する事業
- ・教育振興に関する事業
 - ・文化保全に関する事業

- (2) 産業に関する事業
- ・地域産業の再生と新産業の創出
 - ・地域資源を生かした観光交流事業

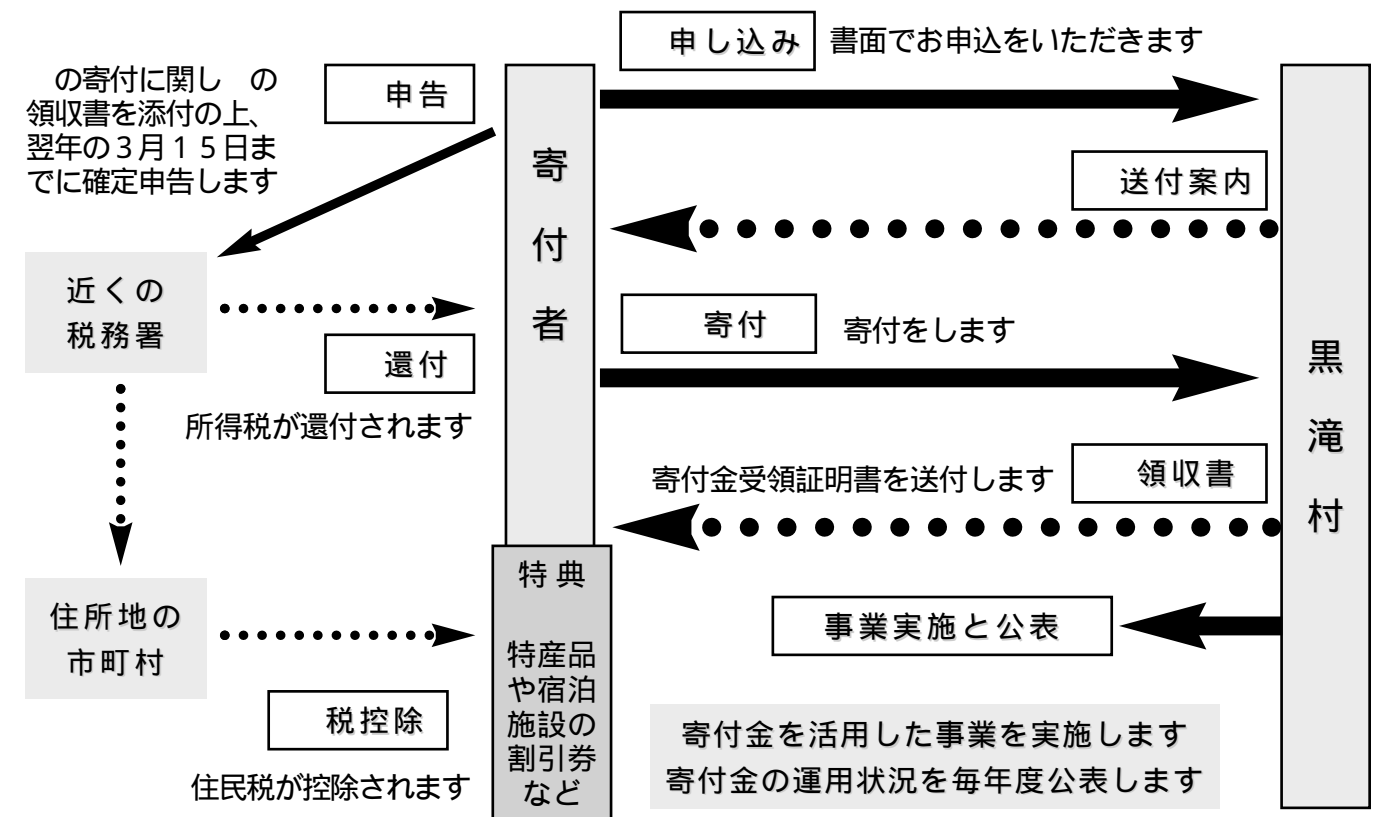
「ご注意下さい！」

「黒滝村あふれる緑のふるさと寄付」は黒滝村を応援したいというお気持ちに基づくものであります。

「黒滝村ふるさと応援基金」を語った寄付の強要など、不当な請求を行う詐欺行為が予想されますので、くれぐれも「注意ください」。

ふるさと寄付金の流れ

黒滝村へ5,000円を超える寄付を行った場合の流れ



ふるさと納税（寄付金）の制度のしくみ

地方公共団体へ5,000円（下限額）を超える寄付を行ったとき、一定の限度額まで所得控除及び税額控除を受けることができます。

所得税 - 所得控除

次のいずれか低い方の金額			
ア 寄付金の合計額	-	5,000円	=
イ 年間所得金額の40%相当額			
			控除される額

住民税 - 税額控除

地方公共団体に対する寄付金	-	5,000円	×	10%	=	住民税の基本控除額 (A)
---------------	---	--------	---	-----	---	----------------------

地方公共団体に対する寄付金	-	5,000円	×	$\left(\begin{matrix} 90\% \\ -0 \sim 40\% \end{matrix} \right)$	=	住民税の特例控除額 (B)
---------------	---	--------	---	---	---	----------------------

寄付された方に適用される所得税の税率

個人住民税所得割額の1割を限度

後期高齢者医療保険料の納付方法について
申請すると、口座振替で保険料を納めることができるようになります！

次のいずれかの要件を満たす方は、保険料の納め方を年金天引き（特別徴収）から、口座振替に変更することができます。ご希望の方は、役場保健福祉課まで、申請してください。

国民健康保険税を、この2年間、滞りなく納めていたでいた方。
 ご本人の口座からの振替が可能

年金収入が年間180万円未満の方で、代わりに納めてくれる世帯主、または配偶者がいる方。
 世帯主または配偶者の口座からの振替が可能
 申請から口座振替の開始まで2〜3カ月必要になりますのでご了承ください

～所得税及び個人住民税の
 社会保険料控除の適用について～

社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料を支払ったとき、または、生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った時に受けられる所得控除のことです。その支払った方に適用されます。

後期高齢者医療制度において、保険料の徴収方法は原則として年金からの特別徴収とさせていただきます。この場合、その保険料の納付については年金の受給者自身であるため、その年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。

上記の条件を満たす方については、世帯主または配偶者の口座からの振替が可能となります。その場合の社会保険料控除は、口座振替により保険料を支払った世帯主または配偶者に適用されますので、ご注意ください。
 （保険料を支払った方の所得及び個人住民税の負担額が下がる場合があります）

選挙管理委員の
補充について

本村の選挙管理委員であった青木 保氏（鳥住）

が8月末日をもって退職され、その後任として9月1日より
 中井 肇氏（笠木）

が同委員として就任されました。青木さんには、平成11年7月より9年余の永きにわたり、村の選挙管理、執行にあたり多大の労に尽くしていただき、感謝申し上げます。
 委員のみなさまのご活躍を祈念いたします。

- 【選挙管理委員】（敬称略）
- 委員長 山口 哲雄（赤滝）
 - 委員 家治 久男（寺戸）
 - 委員 大谷 文夫（桂原）
 - 委員 中井 肇（笠木）

～診療所～
禁煙外来始めました！

平成20年9月1日から黒滝村診療所において禁煙外来を始めています。これはお薬やお話によって禁煙を応援するもので、誰でも保険診療内で受けることができます。

タバコは吸っている方だけでなく、周りの方の健康も損なう可能性があります。また、多くのガンや脳梗塞、心筋梗塞などの原因にもなります。現在、禁煙にチャレンジされる方がどんどん増えていきます。真剣に禁煙を考えている方はもちろん、禁煙はしたいけれど、まだ迷っている方や自信がない方など、まずは診療所に足を運んでください。お待ちしております。

たばこの害を知り、
 禁煙をすすめよう
 健康くろたき²¹

いきいき料理教室

食生活改善推進員とともに

対象 村内在住の成人
 日時 10月22日（水）
 午前10時～午後1時
 場所 黒滝村デイサービスセンター
 費用 無料
 持参品 エプロン・三角巾
 申込 役場保健福祉課または食生活改善推進員
 締切 10月14日（火）
 問合せ 役場保健福祉課

村内ウォーキング

参加者募集

社会教育委員と体育指導委員共催の村内ウォーキングを開催します。歴史を聞きながら百貝ヶ岳野草園、鳳閣寺等といった魅力あふれる場所を歩いてみませんか。皆様お誘いあわせのうえ、ご参加ください。
 日時 10月19日（日）
 午前8時10分集合
 集合場所 黒滝村中央公民館前
 対象 村内居住者及び村内に勤務する者
 コース 寺戸～鳥住までの往復
 参加申込 10月14日（火）までに教育委員会事務局（@62）2314へ申し込んで下さい。
 参加費 1名 300円（当日公民館にて集めます。）つり銭のなきようご協力お願いします。
 その他 弁当、水筒、タオルを持参して下さい。
 雨天の場合は、当日午前7時に防災無線で放送し、10月26日（日）に延期します。



ヨガ教室参加者募集

黒滝村文化祭の開催に合わせまして、公民館講座のチエアエクササイズ教室の先生である三浦弘美先生を講師に迎え、ヨガ教室を開催します。
 男女を問わず、だれでも参加することができ、ストレスの発散や日ごろの運動不足の解消にもなります。皆様お誘いあわせのうえ、ご参加ください。

日時 11月8日（土）
 午後2時～午後3時
 場所 黒滝村中央公民館
 （2階おもちゃ図書館）
 参加申込 11月4日（火）までに、教育委員会事務局（@62）2314へ申し込んで下さい。
 必要な物 体操のできる服装・タオル等
 問合せ 教育委員会事務局

任期制自衛官募集

募集種目
 任期制自衛官
 『2等陸・海・空士』
 受験資格
 18歳以上27歳未満の男子
 受付期間
 平成20年10月24日（金）まで
 試験日時
 平成20年10月26日（日）
 合格発表
 11月中
 採用
 3月末又は4月初旬
 その他
 一任期 陸・2年
 海・空・3年
 二任期目以降は2年一任期
 問合せ
 自衛隊五條地域事務所
 @0747 22 3789

入札結果

（入札日 8月29日）
村道北野線道路改良（舗装）工事
 施行場所
 大字赤滝
 落札者
 （有）ほりぐち 堀口敬子
 工期
 着工 20年9月1日
 竣工 20年11月28日
 落札金額（消費税含む）
 892万5000円

税等の納期

10月31日(金)
 住民税 第3期
 国民健康保険税 第4期
 介護保険料 第4期
 後期高齢者医療保険料 第4期

対象 乳幼児とその保護者
 日時 10月7日(火)
 午後1時10分～午後2時
 内容 身体測定等
 場所 診療所
 持参品 母子健康手帳
 問合せ 役場保健福祉課

すくすく相談

てんいち先生



黒滝村人権・同和問題啓発推進本部

毎月11日は
『人権を確かめあう日』です
 人権とは、人間が幸せに生きていく権利です。
 すべての人間が生まれながらに持っている基本的な権利です。

ひなつこきつず
 対象 乳幼児とその保護者
 日時 内容
 10月6日(月)
 午前10時～正午
 下市町のお友達と一緒に！
 『プ子運動会』
 場所 おもちゃ図書館
 主催・問合せ 社会福祉協議会
 @62 2850

行政相談
 10月17日(金)
 午後1時～
 役場委員会室

図書室だより

中央公民館図書コーナーには約4,500冊の本があります。あなたの探していた本もあるかもしれませんので、どしどしご利用ください。
 貸し出し日 月～金曜日(祝日は休み)
 貸し出し期間 2週間
 ただし、それ以上になる場合は教育委員会事務局へ、連絡してください。
 今月のおすすめ

(読み物) 僕にできないこと。僕にしかできないこと。/ 春山 満
 「もうおしまい」と思ったところから道が開ける。首から下がまったく動かない、福祉・介護ビジネスの旗手。僕は奇跡の成功者じゃない。人間の無限の可能性を信じたいだけ。24歳で進行性筋ジストロフィーを発症、首から下の運動機能を失うが、福祉機器開発やコンサルティングを手がけ、介護・福祉ビジネスのリーダー的存在となった著者からのメッセージ。「人生って決して捨てたもんじゃない」と勇気を与える1冊。
 (文学) 戦場のニーナ / なかにし礼
 (読み物) 夜明けの新聞の匂い / 曾野綾子
 (児童書) 心うたれるほんとうにあった話 / 川村たかし 監修

みんな、がんばれ～！ 幼稚園・小学校合同運動会

9月21日(日)黒滝小学校運動場で、幼稚園小学校合同秋季運動会が秋晴れの中、行われました。
 園児・児童達は、たくさん声援の中、全ての競技・演技に汗を流しました。
 かわいいわが子を一番いい場所から撮ろうと、ビデオを片手にずらりと列をつくるお父さんが、とても印象的でした。
 皆さんお疲れさまでした。



それ、引つ張れ！
 (綱引き)



みんなであわせて！(一輪車演技)



ゴミのない村に！ 商工会青年部クリーン運動

8月31日(日)、村商工会青年部(部長 上東正佳氏)7名が、「黒滝・森物語村」周辺の河川等で、クリーン運動を実施されました。
 夏休みの観光客の落とし物(ゴミ)が黒滝村にもたくさんあったようです。
 『自分が出したゴミは自分で持って帰る！』
 マナーは守って欲しいですね



たくさんのゴミがありました！